

宝塚市立共同利用施設等指定管理者選定委員会の委員の公募について（募集要領）
共同利用施設、地域利用施設（西谷会館を除く）、中山台コミュニティセンター、末成集会所

令和3年（2021年）4月1日からの共同利用施設・地域利用施設（西谷会館を除く）・中山台コミュニティセンター・末成集会所の指定管理者の候補者を選定する宝塚市立共同利用施設等指定管理者選定委員会の委員として公募による市民を募集いたしますので、下記の要領で申込みください。

※同選定委員会の開催は、令和2年3月議会での予算成立を前提とします

1 審議会の名称、設置目的及び所掌事務

(1) 名称 宝塚市立共同利用施設等指定管理者選定委員会

(2) 設置目的 共同利用施設・地域利用施設（西谷会館を除く）・中山台コミュニティセンター・末成集会所の指定管理者の候補者の選定を行うため

(3) 所掌事務

ア 指定管理者の候補者の選定に関すること。

イ そのほか、指定管理者の候補者の選定に関し必要な事項に関すること。

2 公募人数、選任の時期及び任期

(1) 公募人数 1人

(2) 選任の時期 令和2年（2020年）4月選任予定

(3) 任期 委嘱の日から指定管理者が指定された日まで

※ただし、同選定委員会の開催は7月下旬頃までを予定

3 応募資格 応募することができるのは、以下の要件のすべてを満たす人

(1) 18歳以上であること。

(2) 市内に住所を有し、1年以上経過していること。

(3) 本市の市議会議員、審議会等の委員、職員でないこと。

(4) 共同利用施設、地域利用施設、中山台コミュニティセンター、末成集会所の管理に携わっていないこと。

※ 委員の公募は、市民から幅広く意見を求めることを目的としていることから、同時に他の審議会等の公募委員に応募することはできませんが、2以上の審議会等の委員に就任することはできませんので、あらかじめご了承ください。

4 応募方法及び応募期間

(1) 応募方法 申込書に小論文（800字程度）を添えて、宝塚市役所市民協働推進課に郵送又は持参により提出してください。

なお、提出書類は返却いたしません。

(2) 応募期間 令和2年（2020年）2月3日（月）から同年2月28日（金）まで（当日必着）

5 選考方法 市民協働推進課に設置する公募委員選考委員会において、申込書及び小論文により書類選考を行います。

書類選考に際しては、①テーマの理解度、②客観性・論理性、③独創性、④具体性・実現性、⑤テーマに関連する経験・実践の深さと広さの5つの項目を基準として、選考を行います。

6 小論文の字数（目安）とテーマ

(1) 字数 800字程度

(2) テーマ 「協働のまちづくりに向けた地域施設のあり方」

7 報酬の有無 有（条例の規定に基づき支給。現行（日額）8,600円）

8 会議の開催予定 3回程度（1回2時間程度）

9 問い合わせ先

宝塚市 市民交流部 きずなづくり室 市民協働推進課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話 0797-77-2051

ファクス 0797-77-2086